

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市地域活動団体等交流事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	地域活動団体が、姉妹都市以外の地域との交流を積極的に行うことで、交流人口の拡大や佐渡PR、地域の活力向上に寄与することから補助金を交付するもの。
補助事業者	自治会、集落、NPO法人、ボランティア団体、各種協議会等、市民が主体となって組織する地域活動団体で、1年以上活動し15人以上で構成される団体
補助対象経費	旅費（派遣のみ）、需用費、役務費、使用料及び賃借料
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	派遣100万円、受入15万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/2以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	地域活動団体3団体
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成31年4月1日
見直し時期	令和9年9月30日
補助終期	令和10年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ等で募集する。
事業担当 （担当部署） （電話番号）	総務課 総務係
	0259-63-3111